

眼

労 災 保 険

の 障害等級認定基準の一部改正について

労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害(補償)給付を支給することとしています。

障害の程度の判断にあたっては障害等級表(労働者災害補償保険法施行規則別表第1)に定める障害に該当するか否かを認定する必要がありますが、この障害等級認定の基準を定めたものが「障害等級認定基準」です。新しい基準は平成13年4月1日以降に障害(補償)給付の決定を行うものから適用となります。

1 視力の測定方法について

視力の測定に際し、矯正視力については、従来、眼鏡により矯正した視力に限ることとしていましたが、今後は、コンタクトレンズにより矯正した視力も採用することとしました。

新認定基準	旧認定基準
<p>①眼鏡による矯正視力 角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による完全矯正を行っても不等像視を生じない場合</p> <p>②コンタクトレンズによる矯正視力 角膜の不正乱視が認められる場合又は眼鏡による完全矯正を行うと不等像視が生じる場合であってコンタクトレンズの装用が医学的に可能な場合</p> <p>③裸眼視力 眼鏡又はコンタクトレンズによる矯正が不能な場合</p>	<p>①眼鏡による矯正視力</p> <p>②裸眼視力 ①によると不等像視が生じ両眼視が困難となることが医学的に認められる場合</p>

※ なお、新認定基準においては、眼鏡による完全矯正を行えば不等像視を生じる場合でコンタクトレンズの装用が不能な場合には眼鏡矯正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力によることとなります。

2 視力障害の評価方法について

「失明」については、従来は「光覚弁(明暗弁)」、「手動弁」又は「指数弁」が含まれるか否かが明らかにされていませんでしたが、今後は、「光覚弁(明暗弁)」及び「手動弁」は「失明」に含まれ、「指数弁」は含まないこととしました。

- ①「光覚弁(明暗弁)」……………暗室にて眼前で照明を点滅させ明暗を弁別できる視力
- ②「手動弁」……………検者の手掌を眼前で上下左右に動かし動きの方向を弁別できる視力
- ③「指数弁」……………検者の指の数を答えさせそれを正答できる最長距離を測定する視力(例えば50cmの距離で正答できれば50cm/指数弁=0.01)

新認定基準	旧認定基準
「失明」とは、眼球を亡失(摘出)したものの、明暗を弁じ得ないもの及びようやく明暗を弁じることができる程度のものをいい、 <u>光覚弁(明暗弁)又は手動弁が含まれる</u>	「失明」とは、眼球を亡失(摘出)したものの、明暗を弁じ得ないもの及びようやく明暗を弁じることができる程度のものをいう